

## 競争政策と公的再生支援の在り方に関する研究会（第1回会合）議事録

1 日時 平成26年8月13日（水） 14時30分～15時50分

2 場所 中央合同庁舎第8号館5階共用会議室C

3 出席者

稲田 朋美 内閣府特命担当大臣

（研究会委員）

座長 岸井 大太郎 法政大学法学部教授

委員 上村 達男 早稲田大学法学部・大学院法務研究科教授

大山 泰 株式会社フジテレビジョン報道局専任局次長兼  
経済部編集委員兼解説委員

国谷 史朗 大江橋法律事務所代表社員（弁護士）

白石 忠志 東京大学大学院法学政治学研究科教授

松村 敏弘 東京大学社会科学研究所教授

（事務局）

公正取引委員会事務局 松尾経済取引局長，杉山経済取引局総務課長，  
片桐経済取引局調整課長

4 会議次第

（1）開会

（2）内閣府特命担当大臣挨拶

（3）委員紹介

（4）本研究会開催の趣旨・目的と今後御議論いただきたい事項（事務局説明）

（5）今後のスケジュール（案）

（6）閉会

5 議事録

○片桐調整課長 それでは定刻になりましたので、ただ今より「競争政策と公的再生支援の在り方に関する研究会」を開催いたします。

私は公正取引委員会事務局経済取引局調整課長の片桐でございます。よろしくお願いいたします。

委員の先生方におかれましては、大変御多用中のところ、研究会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

開催に当たりまして、本研究会の主宰者である稲田内閣府特命担当大臣から御挨拶を申し上げます。

○稲田大臣 皆さん、こんにちは。公正取引委員会を担当する内閣府特命担当大臣の稲田朋美でございます。皆様方におかれましては、この「競争政策と公的再生支援の在り方に関する研究会」の委員への御就任を御快諾いただいたことに感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

さて、我が国において、有用な経営資源を有しながら、過大な債務を負い、経営が困難になった事業者に対し、様々な政策目的を達成するために、公的再生支援が行われているところでござ

います。しかし、これらの支援においては、関連する市場の競争への影響を最小限のものとする  
ことが重要であることはいまでもございません。個別の事例について、再生の手法やその競争  
環境への影響、国民負担の在り方等について、国会を含め様々な場面で指摘がなされていると  
ころでございます。このため、競争政策の観点から、公的再生支援の在り方について、必要な検討  
を行うことが不可欠であると考えて、本研究会を立ち上げた次第でございます。

委員の先生方におかれましては、それぞれの御専門の分野で御知見を十分に発揮していただい  
て、活発で忌憚のない御意見をお願いして、本研究会の成果を取りまとめていただきますようお  
願い申し上げます。

なお、本研究会の座長につきましては、競争政策、経済法への造詣が深い岸井委員をお願いを  
したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。私からは以上でございます。  
よろしくお願いたします。

**○片桐調整課長** 報道関係の方は御退出をお願いいたします。

それでは、具体的な議事に入る前に、まず本日、御出席予定の上村先生ですが、少々遅れられ  
るということで、ただ今こちらに向かわれているということでございます。

それから、具体的な議事に入る前に、お手元に配布しております資料の確認をさせていただきます。  
なお、事前に郵送させていただいた資料から一部変更がありますので、あらかじめ御了承承  
ください。変更点については資料の御説明の中でお示しいたします。

まず、議事次第がございまして、次に資料1として、「競争政策と公的再生支援の在り方に関  
する研究会の開催について」と題する資料、それから次に資料2、横置きになりますけれども、  
「本研究会開催の趣旨・目的と今後御議論いただきたい事項」と題する資料でございます。それ  
から、次に資料3でありますけれども、「研究会の今後の進め方（案）」と題する資料の以上にな  
ります。

それでは、本日お越しの委員の御紹介をさせていただきます。各委員から自己紹介を頂ければ  
と存じます。

では、今、テーブルの奥からになりますけれども、株式会社フジテレビジョン報道局専任局次  
長兼経済部編集委員兼解説委員の大山泰委員。

**○大山委員** はじめまして、大山と申します。私のような者にこのような会合の委員が務まるか  
どうかということですが、一生懸命やりたいと思います。

私の経歴から簡単に申しますと、昭和59年にフジテレビに入社しまして、最初、政治部を  
ちょっとやりまして、その後、科学担当とか外信部にて、ちょっとマニラの特派員をやって、  
アジア通貨危機のときにちょうど東南アジアにて、平成11年に帰国しまして、その後は金融  
担当の日銀とかのクラブをやって、その頃はちょうど3月危機、9月危機という、日本中の企業  
が三つの過剰債務とかでいつ潰れるのかというようなところから、平成15年にりそな銀行に公  
的資金が入ったという、日本中の会社の地獄の資本不足とかそういうところについて、取材の経  
験をしました。その後はずっと経済部でデスクとか管理職をやって、今、解説委員と編集委員を  
主にやっております。どうぞよろしくお願いいたします。

**○片桐調整課長** ありがとうございます。

次に弁護士法人大江橋法律事務所代表社員の弁護士、国谷史朗委員。

**○国谷委員** 弁護士33年目になります。最初、数年間は国内の普通の法廷弁護士をやっており  
ました。アメリカに2年ほど参りまして、帰国後はバブル全盛期で、ジャパン・アズ・ナンバー

ワンの時代でしたので、海外企業の買収等を多くやっておりました。独占禁止法の質問もよく受け、回答するというようなことも、やっておりました。

バブルが弾け、日本も苦難の道を経たわけですが、ウォール・ストリートの代表的なファンドを代理して、日本の銀行を買収する仕事をしたこともございます。

ウィルコムという通信会社、今はソフトバンクグループの傘下に入っておりますが、その再生について、主任弁護士を務めました。リーマン・ブラザーズの日本法人の民事再生事案について、大江橋法律事務所が主任をやっておりますので、私も国際関係については関与したという経緯がございます。

事業再生、企業買収、独禁法を、横断的にやってきました。このテーマに関しては、興味を持っています。皆さんと意見の交換をさせていただければと思っております。

○片桐調整課長 ありがとうございます。

次に、東京大学大学院法学政治学研究科教授、白石忠志委員でございます。

○白石委員 白石でございます。どうぞよろしく願いいたします。独占禁止法を研究しております。EUのState aid lawについても、若干、勉強したことがあり、国土交通省の審議会でもこの問題に若干関与させていただいたことがございます。どうぞよろしく願いいたします。

○片桐調整課長 ありがとうございます。

では、次に東京大学社会科学研究所教授、松村敏弘委員、お願いします。

○松村委員 松村と申します。よろしく願いいたします。専門は経済学の中の産業組織です。公正取引委員会では、規制研で岸井先生にお世話になりました。今後ともよろしく願いいたします。

○片桐調整課長 ありがとうございます。

では、次に、座長を務めていただく法政大学法学部教授、岸井大太郎委員でございます。

○岸井座長 岸井でございます。よろしく願いいたします。

私、今、松村先生からちょっと御紹介がありました。今からもう20年近く前になりますけれども、専修大学の鶴田先生が規制緩和の議論を始めた頃から、公正取引委員会の政府規制の研究會にずっと入らせていただいて、その後、今、日銀の副総裁になられていますが、岩田先生が座長で、ずっとお手伝いをさせていただきました。今日もそういう経緯もあって、座長をやれということで呼び出されたのかなと思っております。

専門は、政府規制に加えて、公益事業関係の法律にも興味を持っておりまして、今回のテーマは国家補助ということですが、いわゆる規制産業というのはいろいろな形で、航空なんかもそうですけれども、関わっておりますので、そういうところでいろいろ私の知見をいかして、全体の話の良い方向、建設的な方向に持っていければと思っております。よろしく願いいたします。

○片桐調整課長 ありがとうございます。

なお、ただ今御紹介させていただいた5名の委員の皆様、それから、上村委員に加えて、青柳由香横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授、それから、富山和彦株式会社経営共創基盤代表取締役CEOにも委員に御就任いただいております。

それから、事務局側といたしまして、経済取引局長の松尾、経済取引局総務課長の杉山、それから、改めまして、調整課長の片桐でございます。

それでは、ここからの進行は大臣の指名に基づきまして、岸井先生にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○岸井座長 それでは、改めまして、法政大学で経済法を専攻しております岸井と申します。大変僭越ではございますが、大臣の御指名でもございますので、座長を務めさせていただきます。皆様の御協力を得まして、良い結果が得られるよう努力いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず開催要項について、事務局から説明をお願いいたします。

○片桐調整課長 それでは、お配りした資料1「競争政策と公的再生支援の在り方に関する研究会の開催について」と題する資料を御覧ください。趣旨等が書いてございますけれども、この項目の4の議事の公表について、この研究会で配布された資料、それから、この研究会の議事要旨につきましては、原則として研究会終了後、速やかに公表するという扱いにしたいと思っております。

それから、議事録の公表でございますが、研究会終了後、十分な時間を取りまして、出席各委員に内容を事前に御確認いただいた上で、これを公表することにしたいと考えております。

次に、項目の6のその他でございますけれども、本研究会は、会議自体は非公開で行うということを考えておりますが、座長が認める方々につきましては、傍聴することが可能となっております。

以上でございます。

○岸井座長 ありがとうございます。

議事録につきましては、作成次第、皆様に送付させていただくことにしますので、よろしくお願いいたします。

次に本日の議事の進め方について、では事務局から説明をお願いいたします。

○片桐調整課長 本日は、まず今回の研究会で御検討いただきたいと考えている論点の概要につきまして、事務局から御説明をいたします。それを踏まえまして、論点の追加、修正等、今後の議論の枠組みについて、委員の皆様には御議論を賜ればと考えております。その後、「研究会の今後の進め方（案）」を御説明したいと考えております。

以上でございます。

○岸井座長 ありがとうございます。

それでは、今、話が出ましたが、本研究会における論点等について、事務局から説明をお願いいたします。

○片桐調整課長 それでは、お手元にあります「本研究会開催の趣旨・目的と今後御議論いただきたい事項」に沿って御説明いたします。

資料2になりますけれども、1枚めくっていただきまして、1ページ目の資料であります。ここに本研究会の開催の目的と書いておりますけれども、現在、我が国におきまして、様々な政策目的を達成するために、国、地方公共団体、それから公的機関から民間事業者に対して支援が行われております。この公的支援の一つとして、経営が困難になり、市場から退出することが見込まれる事業者に対する事業再生支援、いわゆる公的再生支援というものがございます。この公的再生支援は、今、申し上げましたとおり、様々な政策目的を達成するために、国や公的機関等が行っているものですが、一方で、競争の結果、本来であれば経営が行き詰まって、市場から退出すべきであった事業者、つまり、被再生支援事業者が市場から退出せずに存続するということが、その支援を受けた事業者の関連する市場における競争に影響を及ぼしているのではな

いかという指摘があるわけでございます。

公正取引委員会として、公的再生支援が行われる必要性については認識をしているものの、一方で、このような公的再生支援は、その事業者の属する市場ですとか、関連する市場における競争に何らかの影響を及ぼすと考えておりました、公的再生支援を行うに当たっては、その競争に与える影響をできる限り最小限のものとすることが重要であると考えています。

そのために公的再生支援の在り方に関して、競争政策の観点から、有識者の皆様に御検討いただきたく、本研究会の開催に至ったというものでございます。

それでは、説明の途中ですけれども、今、上村先生がお見えになりましたので、ここで上村先生を御紹介させていただきたいと思えます。

早稲田大学法学部・大学院法務研究科教授の上村達男委員でいらっしゃいます。上村委員、おいでになってすぐで恐縮でございますけれども、一言御挨拶をお願いいたします。

**○上村委員** ただ今御紹介いただきました上村です。大変大事なテーマの委員として参加させていただきますことを大変うれしく思っております。どれほど役に立つかは分かりませんが、私に関心を持つ範囲内で何らかの形で寄与することが少しでもできればと思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

**○片桐調整課長** ありがとうございます。

それでは、また資料の説明を続けさせていただきたいと思えます。1ページ目でございますけれども、1ページ目はあと1点、事前に各委員にお送りしている資料から、四角の2番目ですけれども、競争の結果という文言を追加しております。これは後ほど説明する、この資料の5ページの考慮すべき事項の表現と平仄をそろえる観点からの修辞上の修正を行ったということでございます。

次におめくりいただきまして、2ページ目をお開きさせていただきたいと思えます。競争政策の意義と効果と書いてございますけれども、先ほどから申し上げている競争政策につきまして、公正取引委員会の考え方を簡単に説明している部分であります。競争政策でございますけれども、市場の競争環境を整備すること、すなわち、市場において公正かつ自由な競争が行われるように必要なルールを作る。そして、そのルールに基づいて、市場が競争的であるようにチェックをすることであると考えております。具体的には、新規参入や退出の自由を確保し、活発な競争状態を維持、促進することです。

この市場における活発な競争状態を維持するということでございますけれども、供給サイド、すなわち企業の側におきましては、顧客の獲得を目指して、商品やサービスの開発ですとか、価格優位性の面での競い合いを行う。需要サイド、すなわち消費者の側においては、優良な商品ですとか、サービスを選択することによりまして、供給者、すなわち企業を選別するというサイクルになるわけでございますけれども、これによって、消費者利益を確保し、国民経済の発展に資するものになる、これが競争政策の意義であり目的であると考えております。

資料の下の方ですけれども、今、申し上げた競争政策によって得られる効果として、企業側の供給サイドにもたらされる効果と、消費者側の需要サイドにもたらされる効果の両方があると考えております。具体的には、資料に書いてあるとおりですけれども、供給サイドにおいては、イノベーションの促進、それから価格面だけではなく、機能・品質等の非価格競争力の強化による競争力の向上、それから、③ですが、活力ある企業による外需の取り込みによる事業拡大といったメリットがもたらされると考えております。

それから、需要サイドにつきましては、①ですけれども、商品のイノベーションが絶え間なく行われるということで、新しい商品・サービスが登場したりですとか、性能の進化、品質の向上が実現されたりすること。それから、②ですが、生産性向上、コスト削減努力による既存品の価格低下のほか、新しい高性能・高品質な商品が競争的な価格で享受することができるようになるといったメリットが考えられるということ。それから③として、複数の供給者になるということで、多様な商品・サービスの中から、自分の嗜好に合ったものを選択できるようになるといったメリットがあると考えております。

次に3ページにお進みいただければと思います。公的再生支援についてということで、まず、その公的再生支援とは何かという定義の部分でございますが、そもそも公的再生支援というものにつきましては、法令等で、具体的な定義はないものでございますが、本研究会のこの資料におきましては、国、地方公共団体、それから公的機関、これは国等が出資する法人等のことですが、これらが様々な政策目的に基づいて経営が困難な状況にある事業者に対して支援を行うことという意味でこの公的再生支援という言葉を使っております。

次に、(2)の公的再生支援の手法の説明でありますけれども、具体的な公的再生支援の手法として、注も含めて四つをここで紹介をさせていただいております。主に公的機関が行っている手法ということになりますけれども、一つ目は金融支援ということですが、これは国や公的機関等が、株式を買い取る資本注入であったりとか、融資したりするなどの手法になります。

それから、二つ目は債権者間調整ということでございますが、これは当事者同士ではなかなか難しい債権者間の調整というものを公正性の観点から、公的機関が行うというものになります。

三つ目は、専門家の派遣等ということでありまして、経営再建のために必要な知識を提供したりですとか、人材を派遣したりするといったものになります。

また、注書きに書いてございますけれども、会社更生とか民事再生、あるいはこれに準ずる手続が確保されていれば、税制面での優遇措置も得られるということになります。この税制面での優遇措置ですけれども、公的機関から再生支援を受けた場合のみならず、会社更生法や民事再生法に基づく再生を図る場合にも認められるものでありまして、公的支援か私的支援かを問わずになされるものであるということでございます。

したがって、公的な支援機関が行う金融支援や専門家派遣等とは意味合いが異なるということでございますが、注書きに記しているというのは、このような趣旨からでございます。

次に、(3)の実施主体の例でございますけれども、ここでは差し当たり、1例だけを挙げております。株式会社地域経済活性化支援機構ということで、以前は企業再生支援機構という名前でもございましたけれども、こちらの例になります。地域経済活性化支援機構は、地域経済の活性化を図り、併せて地域の信用秩序の基盤強化にも資するようにするため、有用な経営資源を有しながら、過大な債務を負っている中小企業者、その他の事業者の事業の再生の支援及び地域経済の活性化に資する事業活動の支援を行うことを目的として設立された組織ということでございます。

こちらの資料におきましては、過去の支援の例等をみてみますと、その手法として、出資、融資、それから融資枠の設定、債権買取、債務保証、債権者間調整、事業再生計画の策定支援、経営人材の派遣等を行っております。実際の支援の例といたしましては、有名なところといたしまして、日本航空ですとか、先ほどもお話がございましたけれども、ウィルコム等が挙げられます。

なお、日本航空やウィルコムに対して、今、ここに申し上げた、ここに書いてある地域経済活

性化支援機構の再生支援の手法の全てが採られているわけではございませんので、その点だけちょっと補足させていただきます。

次に恐縮ですが、4ページにお進みいただきたいと思っております。公的再生支援に対する考え方と書いてございますけれども、これは冒頭に申し上げましたとおり、公的再生支援は、様々な政策目的に基づいて、経営が困難な状況にある事業者が市場から退出することによって生じる弊害を回避するために行われていると考えております。その政策目的といたしましては、こちらに書いてございますけれども、地域医療とか公共交通といったインフラの維持ですとか、それから、地域経済の活性化、雇用の確保、取引先の連鎖倒産の防止等があります。

一方で、下の(2)の競争政策上の懸念ということでございますけれども、これにつきましては、競争の結果、本来は市場から退出すべきであった事業者が市場から退出せずに存続する結果、その市場や関連する市場における競争を歪めるおそれがあるということでございます。

下に競争を歪める例と書いてございますけれども、例えば、四角囲みで四つ並んでいる左上ですけれども、非効率的な企業が残存することによりまして、市場全体の効率性を損なうといった点があります。それから、その下ですけれども、本来は非効率的な企業よりも、効率的な企業の方が市場において優位な地位になることが通常であると考えておりますけれども、公的再生支援を受けることによりまして、非効率的な企業が効率的な企業より競争上優位になるということで、イコールフットィングの観点から問題となる可能性があることなどが考えられるということでございます。

それから、右上の方ですけれども、公的再生支援を受けた企業のライバル企業は、公的再生支援を受けた企業が、資金面等で余裕が生まれることによりまして、積極的な行動を採る結果、ライバル企業がそれに対抗しようとして、本来予定していた行動よりもリスクの高い行動、例えば過大な設備投資を行ってしまうなどの行動でございますけれども、こういった行動をとる可能性があるということでございます。

それから、四つ目の例として、事業者が、仮に経営破綻に陥っても公的機関等から支援を受けられるだろうと考えるようになりまして、事業の失敗を避けるインセンティブを弱めるといったモラルハザードのような側面もあるということでございます。

なお、この4ページにおきましても、(2)の柱書きのところですけれども、事前にお送りした資料から、先ほどと同じ趣旨の修正として、競争の結果という言葉を挿入する修正をしております。

以上を踏まえまして、事務局として本研究会で議論いただきたい事項を説明させていただきたいと思っております。検討事項等につきましては、ほかにこのような論点があるのではないかと、このような点を考慮すべきではないかなどの御意見があれば、承りたいと考えているものでございます。資料の5ページから7ページまでが御議論いただきたい事項になります。

まず、5ページにおきまして、第1として、公的再生支援に関する競争政策の観点からの基本的な認識について議論いただきたい点を記載しております。

なお、それぞれのページに書いてあります考慮すべき事項でございますけれども、事務局として、研究会で議論いただくに当たりまして、補足的な点を書いているということでございます。

次に6ページ、第2として公的再生支援が競争に与える影響と、それに対する対応について、具体的には公的再生支援が競争政策の観点から具体的にどのような影響を与えるか、そして、影響についてどのように対処すべきかという点を御議論いただきたいということでございます。

そして7ページですけれども、第1で検討いただいた基本認識、第2で検討いただいた競争に与える影響の具体的な内容や、それにどのように対応すべきかといったことを踏まえて、第3として、公的再生支援の適切さを確保するための枠組みを御議論いただきたいと考えております。

それでは、その順番に5ページから具体的に説明させていただきたいと思います。5ページの第1の公的再生支援に関する競争政策の観点からの基本的な認識についてでございますけれども、①競争政策の観点から公的再生支援はどのように評価をすべきか、②他の政策上の必要性から公的再生支援を行う場合、競争政策の観点から当該支援はどのようなものであるべきか、といった点を御議論いただきたいと考えております。

考慮すべき事項といたしましては、まず1点目といたしまして、そもそも競争の結果、本来は市場から退出すべき事業者が、公的再生支援によって退出しないということは、競争、すなわち市場メカニズムの機能を歪めるおそれがあると、公正取引委員会としては考えておりますけれども、競争政策の観点から、どのように評価をすべきかという点について御議論いただきたいと考えております。

また、一方で長期的にみた場合、公的再生支援を行うことが競争政策の観点からも望ましいようなケースもあるのかどうか、例えば複占のような高度な寡占市場において、そのうちの経営危機に瀕した企業に対して再生支援を行う場合等、独占状態ではなくて、複数の企業が存在するという点で、競争が行われる環境に資するというようなこともあるのではないかとこの点でございます。

それから、二つ目の○ですけれども、競争の結果、市場から退出することになった場合には、公的再生支援を行うことを競争政策の観点から議論すべきということですが、競争の結果とはいえ、例えば自然災害等の例でございますけれども、このような不可抗力によってもたらされる経営破綻に対する公的再生支援については、競争政策の観点から、検討すべきものではないのではないかと考えております。

それから、三つ目の○ですけれども、競争を歪めるということについて、先ほど申し上げたような様々な影響があるということでございますが、こういった点以外にもあるのかどうかといったようなことについて御議論いただきたいということでございます。

それから、四つ目の○ですけれども、公的再生支援を行う場合に、その政策目的を達成する必要性の範囲内で競争への影響を最小化すべきではないかという点について、御議論いただきたいということでございます。

それから6ページに参りますけれども、第2といたしまして、公的再生支援が競争に与える影響と、それに対する対応ということについて御議論いただきたいということでございます。

項目といたしましては、1、公的再生支援が競争に与える影響と、それから2番目ですけれども、公的再生支援が競争に与える影響の最小化の方法ということで、それぞれ書かせていただいておりますけれども、こういった点について、御議論いただきたいということでございます。

考慮すべき事項ですけれども、かいつまんで御説明いたしますと、最初の○については市場構造について、一社独占とかいろいろございますけれども、どのような市場構造の場合に、公的再生支援が競争に与える影響が大きくなるのかという点でございます。

それから、2番目の○ですが、支援対象者の規模、具体的には大企業、中小企業等があらうかと思っておりますけれども、ほかに支援の規模、支援の期間、支援の手法の違いによりまして、競争に与える影響はどのようなことなのかといった点、それから、3番目の○が代償措置ということで、

EUの例等がございますけれども、こういった事項を考慮いただきながら、御議論をいただければと考えている点でございます。

それから、最後の7ページで、第3でありますけれども、公的再生支援の適切さを確保するための枠組みということで、3つありますが、最初は公的再生支援策の策定ということで、競争政策の観点から、競争当局と関係機関がどのような役割を果たすべきか。それから、2番目が事後的な競争回復策の在り方ということで、支援開始後に支援企業が当初の想定以上に競争上優位になった場合に、どのように対処すべきかといった点であります。

3番目が公的再生支援後に関係する事業規制等の在り方ということで、支援企業等が規制制度の下にある場合に、規制所管官庁が競争政策の観点から留意すべき点は何かということでございます。考慮すべき事項ということで、幾つか書かせていただいておりますけれども、例えば競争当局が競争政策の観点から公的再生支援に関する統一的な考え方を示すべきではないかなどの事項を考慮いただきながら、御議論をいただければと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

**○岸井座長** ありがとうございます。

それでは今の事務局の説明を踏まえて、論点の追加、修正等、今後の議論の枠組みについて、委員の皆様から御意見、御指摘、御質問をお願いいたします。遠慮なくどなたからでも構いません。論点の追加、修正等ということで、この予定表、今後の進め方を御覧いただきますと、9月、10月、11月とヒアリングをして、また自由討議ということで、論点を深めてまいりますので、今日は全体の議論の枠組み、少し大括りの議論のところを中心にして、細かい議論についてはまた今後も、もちろん大括りの議論に必要であれば、そういうことをお話しになって構わないのですけれども、御自由に御発言、御意見をお願いできればと思います。

どなたでも構いませんが、国谷先生、いかがですか。

**○国谷委員** 大きなところは、この研究会の趣旨が何かというところにも関連していますので、今追加があるかといわれてもなかなか難しいところです。ヒアリング等を経てからの方が、具体的に追加でこういうこともあるのではないかなというのは言いやすいと思っております。

公正取引委員会で、EUのガイドライン等についても研究されて、EUについては今までに一定の研究の成果があり、日本との比較研究もされているように思います。EU、アメリカ、日本、この3極での比較、EU対日本だけではなくて、アメリカも考慮されてはと思います。

私がリーマン・ブラザーズの日本関係の仕事をやっているときに、アメリカは大胆に国家として支援をして、GM、AIGという世界最大規模の自動車会社とか保険会社を救いました。リーマン・ブラザーズは救わなかったけれども、ゴールドマン・サックス、モルガン・スタンレーは潰さなかった。いろいろな非難の対象にもなっていますので、EUのみならず、アメリカ、日本を比較対照し、アメリカにあって日本にないものは何かというような観点も少し入れられてはいいかかと思っております。余り拡散し過ぎてもとは思いますが、議論の過程でそのような視点があればと思います。

**○岸井座長** どうもありがとうございます。今の点については特に事務局から何かございますか。

**○片桐調整課長** 御意見ありがとうございます。アメリカも含めまして、それからEUもそうでございますけれども、公的再生支援に関する考え方について、専門家の方等から、ヒアリングを行うことも考えてはどうかと考えております。

**○岸井座長** それでは、これはまた今後の議論ということで、ほかに、御遠慮なさらずに。

どうぞ。

○**大山委員** 公的再生支援を受ける企業ということになると、個別にその企業を再生すべきかどうかという事情が意外と異なることが、恐らくどの場合でも多いと思うんです。この研究会では、そういう、例えば経営者の人柄とか、社風とか、それが企業が再生するかしないかにかなり影響するような、属人的なものもありますけれども、そういうようなところまでの議論にはここでは踏み込まないで枠組みを作っていくのではないかと、私は想像しておりますが、そういうところを議論の中で、個人的にはケースバイケースであるような気はしているのと、あともう一つは、大きく考えると、例えばもうこの産業の一部のこの企業は国際競争力も無いので、日本国としてこれを支援していくことは、日本国全体の付加価値の増加にはつながらないというような、国の大きな成長戦略とか、産業構造の今後の在り方に関連するようなことも、恐らく安倍政権の成長戦略で日本再生ということで、今、政治、政府、政権等が未来を見据えて進めている中で、そういうことも今回の研究会ではどこかニュアンスなり、にじませる議論に持っていくのかどうかというのは、どこか念頭に置いておいた方がいいような気が私はしております。

○**岸井座長** 今の点は、本当におっしゃるとおりなので、検討の一つのテーマになると思います。ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○**上村委員** 事業者の退出ということがありますがけれども、株主の退出というのは、どうなっているのかということです。例えば、公的資金が投入されて、そして、最終的にはそれがうまくいって、公的資金も返した。しかし株主構成が何も変わっていないとなりますと、既存の株主が何の痛みも伴わないで温存されます。例えば金融機関の破綻処理であれば、金融機関が債権放棄をし、株主責任が問われ、デット・エクイティ・スワップとか、そういうことをやって処理するという、つまり、株主がそもそも退出しなければならないという話があるのではないのかというのが一つです。それがもし機関投資家だったりしますと、今、スチュワードシップ・コードが問題になっていますけれども、株主としての行動規範といいましょうか、余り広げ過ぎてはいけなさんだろーと思いますけれども、考える必要があるのではないかと思います。

それから、私がいつも気になっているんですけれども、この公的資金が投入される対象企業というのは、かなり危なくなっていますので、ひょっとすると、そこに様々な不正が存在している可能性が高いこともないではないと思います。そこに仮に公的資金が投入されますと、せっかく大変な金額で公的資金を投入しているわけですから、例えば金融庁なり規制当局が、思い切って摘発をし、多額の課徴金を課すとか、その他の処分が躊躇され、結果的にモラルハザードが生ずるということもあるかなと思います。つまり、公的資金投入後に、公的資金投入前から温存されていた可能性のある不正に対する法対応が躊躇されるリスクですね。これは日本の市場監視体制等の法の総合力に対する評価の問題でもあります。それから、公的資金を投入した場合に、例えばファンド等のように、取引先はもう証券会社、金融機関しかない。物やサービスは提供していませんので、従業員もぼぼいないというような会社です。そういう会社というか主体というのは、これは極端な場合ですけれども、私はいつもも言っているんですけれども、人間の香りがしない、臭いがしない組織と言っているんですけれども、そういう組織と、他方で、ヨーロッパ型はそうだと思いますけれども、株主といえばほとんどが個人株主、あるいは個人株主に対して厳しい受託者責任を負う機関投資家であると考えた場合には、株主利益イコール個人だから、同時に消費者でもあり、労働者でもあるということになりますので、それは結局、消費者利益、あるい

は労働者の立場というものに直結してくる。そういう株主の属性によっては、それは同時に、ただ株主ではなくて、消費者でも労働者でもあるから、消費者利益にもつながると、そういうこともありはしないか。これは感想にすぎませんが、あるいは、金融再生に限りませんが、公的再生があった後に上場し、例えばしばらくして上場廃止のような事態になった場合をどういうふうに理解するのか、そういう問題もあるのかなという感じもしました。取りあえずそんなところですよ。

○岸井座長 どうもありがとうございます。今のことについて、もしほかの方で御意見がありましたら。

座長がちょっと介入させていただきますが、今、おっしゃった株主の退出というのは、私なりに整理しますと、投資家の責任ということになります。株主とか銀行もそうですけれども。そうすると、今、ここでは再生の対象になっている事業の、普通は商品とかサービスを考えていますけれども、それに投資している投資家がいるわけで、そこに投資の市場もあるわけですね。どういった先に投資するかということを、広い意味で金融市場的なものがそこにあるわけで、そちらの方にも議論を広げるといって、そういうような御趣旨と考えてよろしいのでしょうか。投資家の責任とかそういうことでは…。

○上村委員 別に特別重い意味があるわけではなくて、恐らく一緒にその問題は…。

○岸井座長 そちらの問題は投資家の責任という問題ですね。

○上村委員 当然出てくるだろうなど。投資しておいて、本来ならばそれで破産すれば、破綻すれば、それは終わりですよ。1円か2円になってしまうわけで。そうすると、それがどんどん回復して、それで最終的には支配権まで持つというようなことにもしものなると、かなりモラルハザードということになるので、その辺はどうなのかなという、ちょっと感想です。どう処理するかはお任せいたします。

○岸井座長 どうぞ、国谷先生。

○国谷委員 上村先生の御発言、お考えは、支援をする場合の手法にもよるのではないかと思います。再生のときに一番ストレートに支援するときには、100%減資をして、ファンドであろうと、労働者であろうと、株主の価値は全部ゼロにするということになると、今までいた株主の属性は一旦消し去るということになります。

○上村委員 必ずみんなそうなりますか。

○国谷委員 いや、必ずではありません。支援をどこまでやるのかということで、徹底的に支援をすると、その問題は論点的になくなるのですが、一部支援ということになると、先生がおっしゃったところは問題になってくると思います。

○岸井座長 では、今の論点は、そういう論点もあり得るということで、追加というか、加えさせていただきたいと思います。今の論点でも構いませんし、ほかの論点でも構いませんが、いかがですか。白石先生とか松村先生、何かこちらの方から向けてしまいますけれども、いかがですか。

どうぞ。

○白石委員 この整理された論点でよいかという問題については、これでよいのではないかと思います。国谷委員が最初におっしゃったように、この大枠の中で議論したり、ヒアリングをしたりしながら、具体的な問題が自然に出てくるのではないかと思います。

これも国谷委員が指摘されましたけれども、EUがよく参照されますが、アメリカの状況とい

うのも分かれば非常に有益だと思いますので、それは是非知りたい。ただ、米国は、EUのように、条約の規定に基づいてガイドラインが作られるというように、多分ですが体系的に必ずしもなっていない可能性があると思いますので、米国でどういうことが議論され、あるいは議論されなかったのか、暗黙の前提になっているのは何かといったようなことまで分かれば、有り難いと思います。自分がよく分からないので無い物ねだりのようで申し訳ないのですけれども、そういう感じがしております。

それから、EUですけれども、これはもう当然、事務局の方で把握されていると思いますけれども、条約の規定に基づくガイドラインとして、事業再生に関するガイドラインが新しくなっていて、去年パブコメにかけられて、今年の7月に最終化されたものがありますので、それも参照しながら研究していくということかと思います。その関係で、すみません、言葉の問題になってしまって恐縮ですけれども、資料のなかで代償措置という言葉が幾つか出てきています。この代償措置という言葉は多分、EUで使っている、compensatory measures という言葉の日本語訳として何人かの方が公正取引委員会の報告書も含めてお使いになって、それが定着しかけているのだらうと思うのですけれども、その本家本元のEUがこの言葉を使うのをやめてしましまして、今回の、去年の秋にドラフトを出したときに、compensatory measures というと、どうも支援した会社の競争者に対して代償を与えるというニュアンスが出るので、特定の競争者を保護するのではなくて、競争を保護するのだということ述べて、compensatory というのをやめて、competition measures とか、そういう、より中立的な言葉を使うようになったようなので、別にEUの真似をする必要はないのですけれども、元々がEUの真似だったわけで、その本家本元がその言葉を使うのをやめたのだったら、ちょっとほかの言葉を考えて方がいいのではないかなと思っています。最初ですから、割と大事だと思いますので。

例えば公正取引委員会の企業結合規制で、問題解消措置という言葉をお使いになっていて、かなり定着していますので、そんなものでもいいのではないかなと思っています。以上です。

**○岸井座長** 最後の点は非常に重要な御指摘で、用語の問題ですけれども、誤解を与えないように正確な訳語をするということですね。

それから、EUについては、事務局で何か、今、新しいガイドライン、採択されたガイドラインの話なんかも出ましたけれども、何かこの点については、調査その他の計画とか、プランはありますか。

**○片桐調整課長** 今の白石委員の御指摘も踏まえて、このEUの最新のガイドライン、こういったことも含めて、先ほどヒアリングのことを申しましたけれども、この場で御説明の場を設けたいと考えております。

**○岸井座長** 分かりました。それではほかに。

では松村先生、どうぞ。

**○松村委員** 論点については国谷委員が御指摘のとおりでいいと思います。第1回なので、全般的なことを発言させてください。

まず、整理するときには事前の対応と事後の対応を頭の中で常に区別して、議論すべきだと思います。事前に、これから公的支援をするというときに、こういう形で競争を歪める可能性があるから、特定の目的があるのは分かっているけれども、こうすれば競争を歪める程度が小さくなるとか、そういう枠組みを整理することは意義のあることだと思います。もちろんこの研究会でも当然やっていくのだと思います。

事後で、例えば、仮にGMに大量に公的な支援がなされて、ものすごく競争力が付いてしまって、フォードが苦境に陥って何かを言うことになったときに、公的支援を受けたのに、こんなに経営効率性が改善してけしからんと言いだめると、せっかく再生した意味がなくなる。一生懸命再生しようというインセンティブを損ねてしまうことになりかねない。後から競争力を付け過ぎると文句を言われるから、なるべく競争力をつけないよう、経営改善はそこそこにしようとか、安値で売らないように、安値で売るといのはダンピングするという意味ではなくて、コストを削減した結果という意味ですが、値下げを余りしないようにしようなどということになったら、競争政策の観点から、全く本末転倒ということになると思う。そういう再生のインセンティブを歪めないように、しかし、競争も歪めないようにというバランスを取っていく必要が出てくると思います。事後の観点からは、支援を受けた企業が強くなり過ぎるのはけしからんというのではなく、なぜ強くなったのが重要です。頑張った結果なのか、あるいは枠組み自体が余りにも優遇され過ぎていたせいだったのかということは、きちんとみながら、慎重に議論する必要があると思いました。

それから2点目、これはかなり小さなことです。4ページ目の競争を歪める例として四つ挙がっている。四つの右の上の例以外は、極めて説得力があり、確かにこういうことが起こり得るので、起こらないような制度設計を考えなければいけないというのは分かります。しかし右上の例は、あり得なくはないとは思いますが、自然な例とは言い難い。何でこんなことを指摘するのかというと、例えば公的支援を得て再生した企業のライバル企業から、こういう問題が起こったということを言っているとすれば、本当に説得力のある話なのか自分の頭できちんと考える必要があります。この類のことをこれからヒアリングで聞いていくことになる、虚心に聞いていくことになると思うのですが、必ずしも理屈のある話ではないものもきっと出てくると思います。つまり、本質的にその産業に問題があって、公的支援を受けた企業がいたから、おかしいことが起こったのではなく、もともと業界に問題があっただけのことをあたかも公的支援のせいにしてしまっているというようなことがないかどうか、慎重に考える必要があります。本当にそれは理屈として正しいのかどうかということはみていく必要がある。この右上のようなものが出てきたときには、本当にそれが本質的に、公的支援が原因なのかは、私たちもきちんと考えていく必要があるかと思いました。

以上です。

**○岸井座長** 今の点はかなり内容に入り込んでいて、これから改めて議論すべき点かと思えますけれども、この今出ました4ページのところで、政策目的の例とか、競争を歪める例という形で出ておりますけれども、今、松村委員が御指摘になった点との関わりで、ほかの皆様方で、例えばこういう論点も関係するのではないかとか、これはちょっと外した方がいいのではないかとか、そういうようなことも含めて何か、これが一番重要な枠組みのところになりますので、もし何かありましたら、いかがでしょうか。特によろしいですか。

どうぞ。

**○大山委員** 公的再生支援を受けた企業が強くなり過ぎてしまった原因が、頑張ったことからなのか、それとも、再生のときの枠組みに随分優遇があったのかということの点でいうと、現実的には、例えば税金を払わなくていい枠組みになったということは、かなり企業の帳面の面で一番大きくなると思うんですね。

それで、先ほど事務局の御説明で、税制の枠組みは会社更生法や民事再生法の場合、個別で認

められるというので、公的再生支援の枠組みできちっと決める枠組みではないということでした。ちょっと私は不勉強で、専門家の方もいらっしゃるので、事後をどう再生していくかという場合に、例えば裁判所が決めたことを、行政府側での枠組みとか、国会でもいいんですけども、そういうものが事後的に検証したり、こうあるべきだとチェックしたりするような機能を持つ制度というのは可能なのかどうかちょっと分からないものですから、専門家の方に分かればお聞きしたいなと思います。

○岸井座長 事後的に、裁判所が決めたことを行政が変えるという話ですか。

○大山委員 行政が変えるというか、チェック機能はどこが持つのかという…。

○岸井座長 行政が裁判所自体もチェックするということ…。

○大山委員 なんだと思うんですけども、例えばある事業分野でありますと、その免許を出している役所があり、事業に関する許認可を出している役所があり、そこが多分業界のすう勢なり現状をつぶさに把握している。そういうところが口を出すようなことがいいのか、それとも、国民の代表である国会が最も強いから、そういうところに、三条委員会ではないですけども、全てを超越したような形で対応できるのかとか、その辺がちょっと僕、よく分からないので。

○岸井座長 三条委員会というのは、独立行政委員会ですか。

○大山委員 ええ。そういう力があるところがえいやと鉈を振るって、事後についてチェックできるのかとか、その辺の現行法とかの枠組みがあるのに、それと違うことができないものを何か議論を進めても無駄ではないかなと思ったものですから、その辺がちょっと分からない。

○岸井座長 では、今の点について、もし専門家として何かコメントがありましたら、いかがですか。国谷委員、いかがですか。

○国谷委員 事業再生をする側の弁護士とか裁判官とか、法律によって一定の役割を担っている者は、その事業の再生計画に従った、立ち直りに注力するのであって、その結果、競争が歪められるかどうかということは、ほとんど考えていないと思います。今の国の組織の建て付けからすると、ほかの官庁、法律でチェックすべきであって、事業再生系の機関、法律は考慮もしていないし、実務家もほとんど考えたこともないと思います。

○岸井座長 ありがとうございます。

白石先生、いかがですか。今の点について何かありましたら。

○白石委員 私、大山委員の御質問の全容を把握しているかどうか心配なのですけれども、再生の方法としても、会社更生法による会社更生のように裁判所が関与するものと、そうでないものがあって、今回の議論の主な出発点は、裁判所が関与しないで、国、地方公共団体、公的機関等が支援するというものを、まずは念頭に置いているのだらうと思いますので、裁判所のことまでは必ずしも考えていなかったのだと思います。裁判所が行う会社更生法による会社更生等にまで何か影響を及ぼすとすれば、法制度自体について、あらかじめ何か入れておく必要があるのだらうと思います。ちょっとよく分かりませんが、そういう感想を持ちました。

○岸井座長 どうぞ。

○松村委員 ちょっと私、混乱してきました。何を御指摘になったのかがよく分かっていないので確認させてください。まず、この研究会ですが、公的支援が前提になっており、企業再生の結果、競争がどうなるのかということ一般を議論しているのではないと私は思っています。つまり、公的支援が一切なく、それでも会社更生法で企業を再生して、その結果、競争に復帰してくるということは当然あるわけですね。恐らくライバル企業にとってみれば、自分たちは一生懸命負

債を返しているのに、ライバルの企業は会社更生法で身軽になって、それは不公平ではないかと思う人もいるかもしれないけれども、このような議論はこの研究会の対象外と理解しています。完全に公的な支援なく、民間ベースで再生したものは、ここの対象ではない。仮に会社更生法の手続に乗ったとしても、その前あるいは後の段階で公的な支援があり、公的な支援を前提として会社更生法の手続を行うというときに、この支援の在り方を問題にするのであって、会社更生法そのもの、そこでの裁判所の判断そのものを議論するものではない。裁判所の中でどういう判断が下ってというようなことは、競争の観点うんぬんではなくて、そこは与件だと私は理解していました。その前段階の公的な支援に関して集中して議論するということなので、御指摘の点が問題になるようなことはないと思いついていたのですが。

**○国谷委員** ちょっとよろしいですか。今の観点について、頭の整理のために。典型例として日本航空、ウィルコムが出ているのですけれども、理論的にいうと、法的手続と関係のない、民事再生でもない、会社更生でもない、国の資金をストレートに入れる場合に、どうかというのは、競争政策と公的支援との関係において、純粋形だと思っております。ところが、実際に何が起きたかという、日本航空の場合は、会社更生という法的手続で一番強力な債権カットと、担保の制限ができる手続を取りながら、併せて公的な資金が注入をされました。企業再生支援機構は、株式会社の形式を採っていますが、国の資金が入っています。会社更生という事業再生の典型的なケースに、国の資金が入ったというハイブリッドになったのです。純粋形のみをしようと思うと、日本航空のような例はちょっと置いておいてという議論となりますが、抽象的な議論になっても実務的ではありませんので、取り込んで検討すべきだと思うのですが、整理は必要だと思います。

**○岸井座長** よろしいですか。恐らくこれは、今日御出席になっておられない、富山さんが提出された論文にも盛んにそのことを指摘されていて、行政が会社更生と公的支援の両方をやるのはどうかというような話なんですけれども、これは一つ論点になると思います。

それから、もう一つ恐らくちょっと私の整理の仕方がまずかったのかもしれませんが、大山委員が言われたことでいくと、結局、ほかのいろいろな倒産処理の様々な法律とか制度があり、あるいは監督官庁の規制もある中で、競争政策の観点からチェックしていくということは、一体どういう法律上の根拠の問題、あるいはどこがやるのかというような問題も含めて、恐らく最後の確保するための枠組みの話も検討事項に入っていたのかなと思います。そのような論点についての指摘として私は受け取ったんですけれども、やっぱり競争政策の観点から考えるところというのは、今のところはっきりしたところはないですね。地域経済活性化支援機構の法律にもはっきりそういうことは書かれていないようです。支援基準に少し競争の観点が入っているようですが、それ以外にはないということで、これも今後の議論の重要な論点かなと思います。

よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。後はないですか。

どうぞ。

**○白石委員** すみません、今、せっかく座長がおまとめになったのに、余計な補足ですけれども、それぞれの委員が指摘されたとおりに思いますけれども、つまり、公的支援というときに、その公的支援という言葉の定義というか、どこまで対象として考えるのかというときに、もちろん広く考えれば、会社更生法だって競争政策の側面を持つべきだとかいう考え方があり得るわけですね。だから、そういう考え方を会社更生法の中に盛り込んで、そういうことも含めて更生計画を裁判所が認可すべきであるというようなことだってあり得ると思うのですけれども、今回の研究会の対象として、そこまで広げるのか、それとも、そういうものはまずは置いておき、狭い

意味での公的支援に絞るのかということ、これはどちらが正しいとか、どちらが間違いとかいうことではなくて、この研究会のスタンスの問題だと思います。ですから、それでもし裁判所の問題をちょっと脇に置いておくのだとすると、裁判所が決めたことを行政がひっくり返せるのかとかいう問題は、とりあえず議論せずに済むのではないかということだと思います。

**○岸井座長** 今のような基本的な議論の枠組みは時間的な問題や、今まで立てられたパースペクティブからしますと、そういう形にならざるを得ないのではないかと思いますけれども、確かに論点としては、国谷委員がおっしゃったように出てくるので、それは議論はもちろんしたいと思います。

どうぞ。

**○国谷委員** 入ると余りに大きくなり過ぎるということがあるのですが、もっと純粹形でいきますと、りそな銀行を含めて、メガバンクを再編して、その過程で資本注入をしましたよね。事業再生の法的手続きを取っていない。国の純粹なネットキャッシュが入った例で、支援としては分かりやすいのですが、一方で、もっと大きな金融政策とかいう問題が絡んでくるので、ここでは例として挙がっていないのか、それとも、大分昔の話になったので、書いていないのかは分かりませんが、この点は余り議論の対象にはならないのですか。

**○岸井座長** 事務局としてはいかがですか。銀行のいわゆる不良債権の処理等から始まった、一連のものについては。

**○片桐調整課長** 御議論いただく対象でございますけれども、事務局といたしましては、何か特定の金融機関とか特定の業種について御議論いただくということではなくて、公的再生支援全般について、幅広く御議論いただきたいと考えておりまして、その御議論の過程で、御参考にしていただく例として挙げられるということはあるかと思っておりますけれども、繰り返しになりますけれども、議論の対象というのは、公的再生支援全般について、幅広く御議論いただくことをお願いできればと考えております。

**○岸井座長** ということだそうですね。それ以外にいかがですか。

それでは、ちょっと私、1点だけ気になっていることがあるので、補足的になりますけれども、1ページのところで、今、結局入り口の話で、どこまで対象にするのかということだったと思うんですが、国、地方公共団体、公的機関というのが支援の主体側として挙げられているんですけども、この場合、地方公共団体というのが、個々の自治体のレベルでいろいろな事実上の支援措置のようなものを行っているのは全部含むのかというと、ちょっとこれは対象が広がり過ぎるのではないかと思います。基本的にはこれはやっぱり国が中心になって再生支援をするというものについて議論すべきかと思っております。地方公共団体を外すというわけではもちろんないし、地方公共団体も部分的に関与してくるという場合ももちろんあるんですけども、地方公共団体の扱いはどうなのかなというのが、私の質問というか、これを全部入れると、ちょっと広過ぎるのではないかなというのが、一つであります。

それから、公的機関について、例えばどんなものを念頭に置かれているのかということ。国等が出資する法人、今の地域経済活性化支援機構のようなものを主に念頭に置かれているのかということ、これはもちろん議論をしてここまで広げるということ、本研究会でそういう話をするならいいんですけども、事務局としては、どの辺を主に念頭に置いているのかということ、ちょっと、お話しいただければありがたいと思うんですけども、いかがでしょう。

**○片桐調整課長** 事務局といたしましては、繰り返しになりますけれども、地方公共団体を除く

というようなことは考えてはございません。これらも含めて、公的機関が行っている、特定の政策目的に基づいて行っている公的再生支援全般について、御議論いただきたいと考えているところでございます。公的機関として、具体的にどのようなものということですが、それは先生のおっしゃる支援機構等を考えております。

**○杉山総務課長** すみません、私の方から補足的に説明させていただきます。地方公共団体の再生支援は、実質的には中小企業に対する支援に限られているのではないかと考えられます。こういった中小企業に対する再生支援を、果たしてこの研究会でどの程度まで議論していただくかどうかということにも関わってくる問題かなと思います。中小企業に対する再生支援は、競争に与える影響はそれほど大きくないのではないかとこの見方もできますので、そういうことであれば、おのずとこの地方公共団体の支援というのも落ちてきてしまう話になり得るかなと考えるところでございます。

**○岸井座長** よろしいですか。これはこれから議論するとき何を主に念頭に置くかというイメージの問題で、どれかに限定するというものではありませんが、そういう方向になるのかなと思いますけれども、ほかにいかがですか。

どうぞ。

**○上村委員** 金融機関の話が先ほど国谷委員からありましたけれども、金融再生法とか金融早期健全化法は、今、切れているんですね。それが切れていない段階で、それをどういうふうに位置付けるのかということ、そういう法律が切れた段階でどうするかということはあるんですが、銀行業や証券業もそうですね。山一証券のときは確か日銀が5000億円ぐらい出したと思いますけれども、でも、山一証券は破綻して、投資者を保護したという形です。逆に証券会社が残っていた場合、ペイオフとかいろいろな問題が出てくると思います。その際、これは私は多分少数派だと思うんですけども、銀行業、あるいは証券業を一つの業として見れば、独禁法の普通の業規制、業者間の競争の問題になると思いますが、例えば金融商品取引法は、私は独禁法の特別法だと昔から言っていて、物とサービスの一般競争法が独禁法だとすれば、有価証券とか金利とか通貨の競争法は、それぞれ個別の法が分担している。資本市場の十全な発揮と公正な価格形成といった言葉が今、金融商品取引法では条文に入りました、1条に。ですから、つまりそういう分野を、独禁法の親戚の分野だと考えて対応するのと、一つの業種への対応にすぎないとするのでは、大分スタンスが違ってくるのかなという感じがします。この問題がこの研究会にとってどういう意味を持つかわかりませんが、そういう感想だけ申し上げます。

**○岸井座長** 今の点は恐らく、この論点でいきますと、最後の7ページの3の、これは支援後に関係するという書き方をしておりますけれども、いわゆる事業規制と公的支援の関係という論点の御指摘かと思っておりますので、そういう形でこれからももちろん重要な論点として議論していきたいと思っております。

**○白石委員** どこどこではという話ばかりすると、出羽の守といわれるのですが、EUでは、先ほど御紹介した事業再生ガイドラインはフィナンシャル・セクター以外に適用するというものになっていて、フィナンシャル・セクターについては、リーマンショック後に作られたバンキング・コミュニケーションというのがあって、それに基づいて対応する。つまり、事業再生については、金融業界はバンキング・コミュニケーション、金融以外は、今度新しくなったリストラクチャリング・ガイドラインということになっているんですね。どこが違うかというと、細かく言うと、たくさん違いがあると思うのですが、金融業界については、金融システムの安定と

いう非常に大きな要請があるので、非常に簡単にいうと、非金融業界に比べたら少し規制が緩くなっているということだと思います。だから、包括的に議論をするのであれば、これらの両方をみて研究するということになるかと思えますけれども、この点もまたどこまで今回の研究会でやるのかということなのではないかと思えます。

○岸井座長 今お話があったように、金融について、この研究会で全部正面から扱うというのはちょっと難しいと思えますので、先ほど事務局からも出ましたけれども、具体例として何か参考になるのがあるかもしれないので、そういう形で個別に取り上げていくという、恐らくそういう方向になると思うんですけれども、ほかにいかがでしょうか。

では、時間も過ぎましたし、もう論点についての議論はここまでということにさせていただきます。

次に「研究会の今後の進め方」について、事務局から説明いただきます。

○片桐調整課長 お手元の資料3になりますが、「研究会の今後の進め方（案）」を御覧ください。会議での御議論の進め方としては、先ほど座長からも御紹介がありましたけれども、関係者からのヒアリングを行いまして、それに続きまして、先ほどの第1から第3までの各論点について、それぞれ御検討を行っていただいております。その上で、本年末には一定の取りまとめを頂ければと考えております。

以上です。

○岸井座長 それでは、「研究会の今後の進め方（案）」について、ただ今事務局から説明のあったとおりでよろしいでしょうか。皆様、よろしいですか。

それでは、この資料3のとおり進めるということで、進め方の案を承認されたということにいたします。差し当たって、次回以降の研究会ですけれども、今後の具体的な議論を行っていくに当たって、まずは関係者からのヒアリングを行いたいと考えております。ヒアリングの対象については、事前にヒアリング対象について御意見を寄せていただいた会員の御意見も踏まえまして、最初のヒアリングとしては、次回の会合において、今、名前も出ておりました、株式会社地域経済活性化支援機構から、公的機関による再生支援の現状等についてヒアリングをしてはどうかと考えているんですけれども、これはいかがでしょうか。このような形で進めてよろしいでしょうか。

では、これで進めさせていただくということにいたします。

それでは、次回会合では、株式会社地域経済活性化支援機構から、公的機関による再生支援の現状等についてヒアリングをするということにいたします。第3回以降のヒアリングについては、本日の論点についての、皆さん各委員の御議論を踏まえまして、改めて御連絡したいと思います。また、次回の日程については、事務局から追って御連絡をさせていただきます。それでは、本日はどうもありがとうございました。本日の競争政策と公的再生支援の在り方に関する研究会はこれにて閉会させていただきます。どうもありがとうございました。